

第1部 環境行政の課題と展開

第1節 環境行政の現状と課題

大量生産と大量消費に基づく今日の社会経済システムは、人々の快適な生活を支える一方で、エネルギーの消費とあいまって、今や国際課題とも言うべき、地球温暖化をはじめとする様々の環境問題を引き起こす結果をもたらした。

また、本県においても、都市中小河川・湖沼の水質汚濁や自動車排出ガスによる大気汚染などの都市・生活型公害が顕在化しているほか、近年、ごみの焼却に伴い発生するダイオキシン類や新たな環境ホルモンの問題、廃棄物処理とリサイクル対策など、克服しなければならない課題が生じてきている。

一方、人々の価値観が多様化し、生活の質をより重視する時代へと変化してきていることから、豊かな生活環境や自然とのふれあいの場など、心安らぐ、より質の高い地域環境の保全・創造が求められている。

こうした広範な環境問題に適切に対応するためには、総合的な視点に立って、各種施策を計画的に、また、着実に進めることが必要となっている。

1 有害化学物質による環境汚染の防止

科学技術の進展に伴い、生産・使用される化学物質は多種にわたり、また、その排出形態も多様化している。さらに、ダイオキシン類など非意図的に生成するものもあり、有害化学物質による環境汚染への対応が大きな課題となっている。

私たちを取り巻く環境は、大気・水・土壌・生物等を構成要素として成り立っているが、生産、使用、廃棄等の各段階で排出される化学物質は、これらの要素の間を循環することになる。こうした循環の過程を通して、人間はもとよりあらゆる生物が様々の化学物質にさらされているが、一部の化学物質については、極めて低濃度でも生物に影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、その有害性の程度はもとより、大気・水・土壌等環境中での挙動についての科学的知見は必ずしも十分とはいえない状況にある。

特に、環境ホルモンと呼ばれる化学物質については、国において調査研究が緒に就いた段階であり、環境ホルモンとして内分泌攪乱作用が疑われている約70の物質についてすら、人類をはじめ野生生物等に対する作用のメカニズムは未解明である。また、多くの化学物質について、その環境への排出量や廃棄物等としての移動量などの実態はいまだ把握されていないのが現状である。

(ダイオキシン類)

環境庁等の調査によれば、我が国で発生するダイオキシンのうち、80%~90%が廃棄物の焼却に伴うものとされている。一方、ダイオキシンの生成機構については、未だ未解明な部分も多いが、廃棄物に含まれるビニール等の有機塩素系化合物の焼却や不適正な燃焼管理などが大きな要因と考えられている。

こうしたことから、厚生省では、平成9年1月、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を取りまとめるとともに、全国のごみ焼却施設の排出

ガス実態を調査した。

本県では、現在、市町村等設置のごみ焼却施設が15基稼働しているが、平成9年度の調査では、すべての施設が排出基準（80ng/m³）を下回っていた。

しかし、平成14年12月以降に適用されることとなる排出基準（既設炉については、1～10ng/m³）を満たしていない施設もあり、それらの施設改善の対応は今後の大きな課題である。

また、小規模の焼却施設の集約化とごみ処理の広域化は恒久的対策として重要であるが、それぞれの施設の更新時期の違いや地理的条件など解決しなければならない課題も多い。

ごみ処理の大半を焼却に頼っている現状においては、今後とも、市町村や廃棄物処理業者等が設置・管理する焼却施設に対する発生源対策を積極的に講じていかなければならないが、併せて、ごみを排出する側である県民や事業者等に対しても、簡易焼却炉の使用自粛をはじめ、ごみそのものの排出の抑制や、ごみ分別の徹底など、ダイオキシンの発生を未然に防止する取組みや啓発事業を粘り強く進めていく必要がある。

（環境ホルモン）

内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモンは、生物の生殖機能の阻害や悪性腫瘍を誘発する可能性があるとして、『奪われし未来（T. コルボーンら、1996年）』で強く警告が寄せられた化学物質である。国では、関係9省庁からなる「内分泌攪乱物質問題関係省庁課長会議」を設置し、情報交換や調査研究を進めている。

また、平成10年5月には、環境庁が「環境ホルモン戦略計画 SPEED '98」をとりまとめ、現時点での環境ホルモン問題に係る基本的な考え方と環境庁としての今後の具体的な対応方針を示している。

環境ホルモンは、これまでの限られた科学的知見からみても、人の健康や生態系に取り返しのつかない重大な影響を及ぼす危険性をはらんだ問題として位置付けられ、現在、国と自治体が連携を図りながら、汚染の実態や物質の挙動等に関する調査・研究を進めている。また、平成10年12月には、京都市で世界各国の研究者による初の国際シンポジウムが開かれるなど、活発な議論が展開されている。

一方、こうした研究が進むにつれ、人の生殖機能に対する影響について全く異なる研究成果が報告されたり、生殖器の奇形や魚貝類の雌性化等の野生生物における調査結果や動物実験の結果を直ちに人への影響とは考えることができないとの指摘もなされるなど、科学的には未解明な部分が多いことも明らかになってきた。

現在、10万あるいは1千万種類とも言われる化学物質は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「毒物及び劇物取締法」、「農薬取締法」、「食品衛生法」、「水質汚濁防止法」等により規制されてきた。

しかし、便利で豊かな生活のための製品開発を急ぐあまり、生物の内分泌系を攪乱する作用の有無といった“安全性”の観点からの事前の研究・審査が手薄であったことも否めず、正確な科学的知見の集積が望まれている。

今後、世界的規模で環境ホルモンの調査研究が進むにつれて、汚染実態や生物影響が明らかにされるとともに、化学物質の審査基準、安全基準が見直されていくものと思われ、県としても、こうした情報の適切な提供と実態の把握に努めていく。

（化学物質への新たな対応策：P R T R）

環境ホルモン問題は、人々に化学物質の二面性つまり有用性と環境リスクを実感させるとともに、環境汚染や人体への影響等の不安を増大させた。一般に、化学物質は、物の製造、使用、廃棄の過程で環境に排出されることが多いが、前述したように、人の健康や生態系への影響に関する科学的知見は不十分であり、知見の集積には長い年月を要する。

国においては、化学物質による環境リスクそのものを低減するための方策を検討しており、その中で注目される手段として、「環境汚染物質排出移動登録（P R T R）」制度がある。P R T Rとは、事業活動に伴う化学物質の排出量や廃棄物等としての移動量などを事業者が自ら把握し、これを公表するという一連の化学物質自主管理手法であり、現在、その法制化のための作業が進められている。

県としては、国において進められているP R T R制度の円滑な導入・普及に協力していくとともに、集積された情報を活用し、事業者を適切に指導していく。

2 廃棄物対策とリサイクルの推進

大量生産と大量消費に基づく今日の社会経済システムのもとでは、“資源として有効に活用できるもの”が簡単に廃棄されてしまう日常生活や事業の活動形態が定着し、このことが廃棄物の量の増大と質の多様化等をもたらし、廃棄物を環境中にあふれさせることとなった。その結果、最終処分場のひっ迫や不法投棄等の不適正処理、焼却に伴うダイオキシン類の発生などの様々な問題が顕在化している。

国においては、平成9年4月、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」を施行するとともに、平成10年6月には「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」を制定し、廃棄物の発生そのものの抑制とリサイクルを進め、廃棄物を可能な限り資源として有効に活用する社会、言い換えれば、廃棄よりも再使用・再利用を第一とする「資源循環型」の社会の構築に向けた取組みが進められている。

また、平成9年6月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、廃棄物の減量化・再生利用の推進のほか、施設の設置に関する手続きの明確化や維持管理の適正化による廃棄物処理に対する信頼性と安全性の向上、さらに、産業廃棄物管理票制度（マニフェスト）の拡充や罰則の強化による不法投棄対策などの措置が講じられた。

県としては、平成10年3月に策定した「第5次福井県産業廃棄物処理計画」に基づき、産業廃棄物の発生抑制と減量化・リサイクルの推進等の総合的な対策を進めるとともに、「ごみ減量化・リサイクル日本一」を目指すため、平成10年度から、学識経験者からなる推進計画検討会議において、①総合的な体制づくり、②減量化の推進、③リサイクルの推進について検討している。また、ごみ焼却に伴うダイオキシン問題に対応するため、平成10年5月に策定した「福井県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理の広域化を進めていく。

3 地球環境問題への積極的な取組み

平成9年12月1日から、京都市で11日間にわたり「気候変動枠組条約第3回締結

国会議（COP3）」が開催されたことは、多くの日本人にとって、地球温暖化が早急に対応すべき問題であることを身近に考える良い機会となった。

地球温暖化の原因物質である二酸化炭素についてみると、環境庁によれば、国内の排出量のうち13.1%、約4,350万tCが民生家庭部門から排出されており、自家用車の利用や物の製造・流通過程で排出される二酸化炭素を含めると、実に約50%が家庭での消費活動と関わりを持っている。

我が国は、COP3において、2008～2012年までに二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することを国際的に約束した。しかし、1996年の日本全体の二酸化炭素の排出量は1990年比で既に9%も増加しており、削減目標の達成は容易ではないが、COP3の議長国として、地球温暖化対策に積極的に取り組む姿勢と、国・自治体・事業者・国民が一体となった削減のための具体的な行動を世界に示すことが求められている。

その第一歩として、平成10年10月、地球温暖化防止を目的とする世界最初の法律となる「地球温暖化対策推進法」が成立し、温暖化対策に関する基本方針と各主体の責務等が明示された。

現実問題としては実感しにくいですが、確実に忍び寄り地球温暖化問題の解決に向けて、自治体・事業者・消費者は、いずれも重要な役割を担っている。特に、二酸化炭素は排出源が多様なことから、あらゆる主体が地球の温暖化を食い止める主役となって、自らの活動に伴う二酸化炭素の排出を抑制することが必要である。

本県においては、平成10年度から、全県的に、自動車のアイドリングストップ運動を展開しているほか、県の公用車に二酸化炭素等の排出が少ない低公害車を率先して導入している。

今後とも、地球温暖化対策推進法の趣旨を踏まえ、県民・事業者・行政が一体となった取組みを進めていくため、県としての計画を策定するなど、具体的な施策を着実に進めていく。

4 自然とのふれあいの確保

本県は、豊かな緑、清らかな水など、人々が生活する上で恵まれた環境と変化に富んだ自然を有している。

これらの環境は、郷土の人々が長い年月にわたって、大切に守りながら、節度をもって利用してきたおかげで、自然界の物質循環が成り立つことにより、今日まで引き継がれてきたものであり、現代に生きる私たちにとってかけがえのない貴重な財産であるとともに、将来の世代に健全な状態で引き継がれるべきものである。

特に、本県には、二次的自然を代表する里地・里山が身近に存在しており、こうした地域は、自然と調和しながら、農林水産業等の活動が営まれる中で、形成・維持されてきたもので、自然と人間とがふれあう場でもあるが、近年、生活様式の近代化、農業の機械化、さらに高齢化・過疎化などが進み、住民と自然とが接する機械が希薄となるなかで荒廃しつつあり、里地・里山の保全を進める必要性が高まっている。

また、自然に対する豊かな感受性や環境への関心を培い、人間と環境との関わりや私たちの生活様式等について考えたり、学んだりすることが、環境保全に向けた自主的で具体的な行動を促す上で重要になってきており、自然とふれあえる機会や自然の中でのいろいろな体験などを通じた環境教育・環境学習を推進していく。

（良好な水環境の保全）

本県を流れる河川は、いずれも源流から河口までが、おおむね県内域で完結しており、このことは本県の大きな特徴ともなっている。

しかし、都市化の進展や水源かん養地での各種開発など流域の急激で大きな変化は、健全な水環境を損ね、河川の流量減少や水質汚濁、良好な緑の減少、生物の生息・生育地の減少や人と水とがふれあう機会の喪失など、様々なひずみをもたらしている。

このため、工場・事業場等に対する指導や開発行為における環境配慮を推進することにより、水質改善に取り組むほか、「ふくい緑のランドデザイン」等に基づいて、変化に富んだ福井の象徴的な緑の保全・創出や質の高い緑を育成する。

また、水と緑のオープンスペースは、人々に潤いと安らぎを与えるとともに、地域の景観形成等に重要な役割を果たしていることから、河川・水路といった「水」と公園・公共施設等「緑」とを有機的に結びつける「水と緑のネットワーク」の整備を進めていく。

（多様な自然環境の保全）

近年、道路建設やリゾート開発等において自然環境をどう保全するかが、しばしば社会問題化しているが、こうした大規模開発に限らず、農薬・肥料等の使用を伴う農林水産業や工業等の事業活動、また、野外でのレクリエーション等においても、自然を理解し、環境に及ぼす影響をできる限り回避する努力が求められている。

これまで、県では、自然環境保全条例をはじめ、自然公園の指定、野生動植物の調査、自然保護思想の普及等を通じて、貴重な動植物等の保護・保全に取り組むほか、環境影響評価制度の運用等により、開発事業における環境配慮を進めてきた。

今後、身近な自然環境の保全、生物多様性、種の保存といった新たな課題に対応し、将来にわたって自然と共に生きることができるよう、策定作業中の自然環境管理計画等に基づき、自然の形態や地域の社会的条件に応じた施策を引き続き進めていく。

5 環境にやさしい社会経済システムへの転換

地球的規模で広がる今日の環境問題は、私たちの暮らしを豊かにするために作り上げられた「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会経済システムがもたらしたものとされている。

環境基本法、県の環境基本条例や環境基本計画は、こうした社会経済システムを環境に配慮したものに変えていくための施策の方向を明らかにしたものであるが、その実現を図るためには、県民・事業者・行政などあらゆる主体の取り組みが不可欠である。

とりわけ、経済活動の主役である事業者は、環境の保全に対する大きな責任と役割を有しており、法律や条例の基準を遵守するにとどまらず、資源やエネルギーの利用など事業活動に伴う環境への負荷を減らすことが求められている。

こうした取組みの一つとして、事業者自らが自主的な計画を策定し実行する中で、環境負荷を計画的・継続的に減らしていくための環境マネジメントシステムの国際規格いわゆる「ISO14001」が注目されている。

平成10年12月末現在、本県においては、21事業所が認証を取得しているなど、産業界を中心として、その取得の動きが活発化してきている。

ISO14001の取得は、環境保全の面から企業の社会的責任を達成するばかりでなく、取引先からの評価の向上、イメージアップ、事業の技術革新と効率化、コストダウンなどのメリットもあることから、今後、経営管理の一環としても企業の積極的な対応が期待される。

また、市場に出まわる個々の製品について、原料の採取から、生産、流通、消費（使用）、廃棄のあらゆる段階を通じて、環境への影響を総合的に評価する手法として、ライフサイクルアセスメント（LCA）がある。事業者がこうした手法を活用し、環境へのプラスとマイナスの両面を見極めたものづくりを進め、消費者に正確な情報を提供していくことが大切となっている。

一方、私たち県民は消費の主役であり、ものの購入に際して、製品の品質、性能や価格のみでなく、耐久性や省エネルギー性など製品の環境への配慮の程度を見極めることが求められている。

私たち一人ひとりのこうした取り組みが、事業者に対し環境に配慮した製品づくりを促すことになり、ひいては社会経済システムそのものを変えるきっかけともなると考えられる。

また、消費者に環境配慮のための負担を強いるだけでは、環境にやさしい製品の普及はおぼつかないと考えられ、国においては、運輸省が中心となって、自動車の燃費や排ガス量に応じ税を軽減する仕組みを検討しており、環境保全を促すための経済的インセンティブを付与するものとして、注目されている。

第2節 本県の環境行政の展開

平成9年12月、県は、「美しく たくましい 福井を」を基本理念とする「ふくい21世紀ビジョン（福井県新長期構想）」を策定した。このビジョンでは、「安全で安心な、環境と調和した社会の創造」を重点戦略として掲げるとともに、「環境と調和した社会づくり」のための総合的な施策を体系化した。

1 環境基本条例

私たちは、資源やエネルギーを消費することによって、豊かで便利な生活を営んでいるが、一部の地域では、生活排水等による都市中小河川の水質汚濁が進み、また、押し寄せる都市化の波によって、身近な緑や水辺が減り、トンボやメダカの姿を見る機会も少なくなっている。また、地球の温暖化など地球規模の環境問題についても、地域における取組みが重要視され、期待されている。

こうしたことから、県では、規制を中心とした従来の環境保全対策では十分な対応が難しくなっているとして、平成7年3月、地球環境時代にふさわしい新たな枠組みとして「福井県環境基本条例」を制定した。

この条例では、環境は有限なものであり、私たちは生存基盤としての環境を将来の世代も含めて共有していることや、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであること、さらに、環境が人間の活動による環境への負荷によって損なわれてきていることなどを踏まえ、環境の保全に取り組む上での3つの基本理念を定めている。

《基本理念》

- ①豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承
- ②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ③地球環境保全の推進

（市町村における取組み）

恵み豊かな環境を保全し、継承していくためには、県だけでなく、それぞれの市町村においても、地域の特性を踏まえ、条例など制度的な仕組みを整備し、行政と住民が一体となった取組みを進めていくことが重要である。

平成10年度末現在、福井市、武生市、大野市、鯖江市の4市が既に環境基本条例を制定しており、県としては、今後もこうした動きが拡大するよう、市町村に対し積極的に働きかけていく。

2 環境基本計画

環境基本条例の基本理念にのっとり、環境の保全に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、同条例第11条に基づき、平成9年3月に「環境基本計画」を策定した。

同計画は、21世紀半ばを展望し、環境基本条例の3つの基本理念の実現のため、環境行政全体の道筋を明らかにしたものであり、長期的な目標や目標実現に向けた施策、各主体の役割および計画を効果的に推進していくための方策等を定めている。

県では、この計画を、①すべての主体の自主的・積極的な環境保全の取組みを促進するための計画、②社会経済システムを構築するための方向と対応を明らかにするための計画、③県が策定する各種計画や個別実施計画、指針等に対する基本的方向を示すための計画として位置付け、計画に沿った施策の推進を図っている。

《環境基本計画の体系》

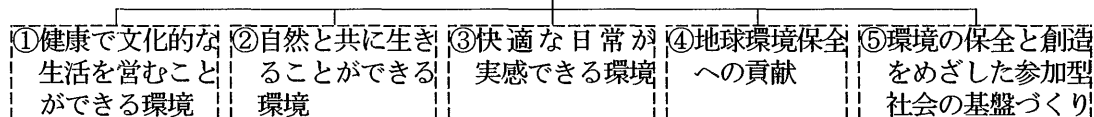
【環境基本計画がめざすもの】

この計画は21世紀半ばを展望し、環境基本条例の基本理念の実現のため策定したものである。

《環境基本条例の3つの基本理念》

- ① 豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承
- ② 環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ③ 地球環境保全の推進

【長期的な目標】



【長期目標達成のステップである施策の展開】

【10の重点プロジェクトと37の具体的目標】

- | | |
|---------------|-------------------|
| ①湖沼の水質浄化 | ⑥まちの個性が活かされた景観の形成 |
| ②都市中小河川の水質保全 | ⑦生物多様性の保全 |
| ③資源としての地下水の保全 | ⑧自然とのふれあいの増進 |
| ④自動車交通公害の改善 | ⑨地球環境保全への取組 |
| ⑤廃棄物の減量とリサイクル | ⑩環境教育・環境学習の推進 |

【計画推進のために】

- 行政・県民・事業者等の役割 ○ 各主体間の連携 ○ 計画の推進体制

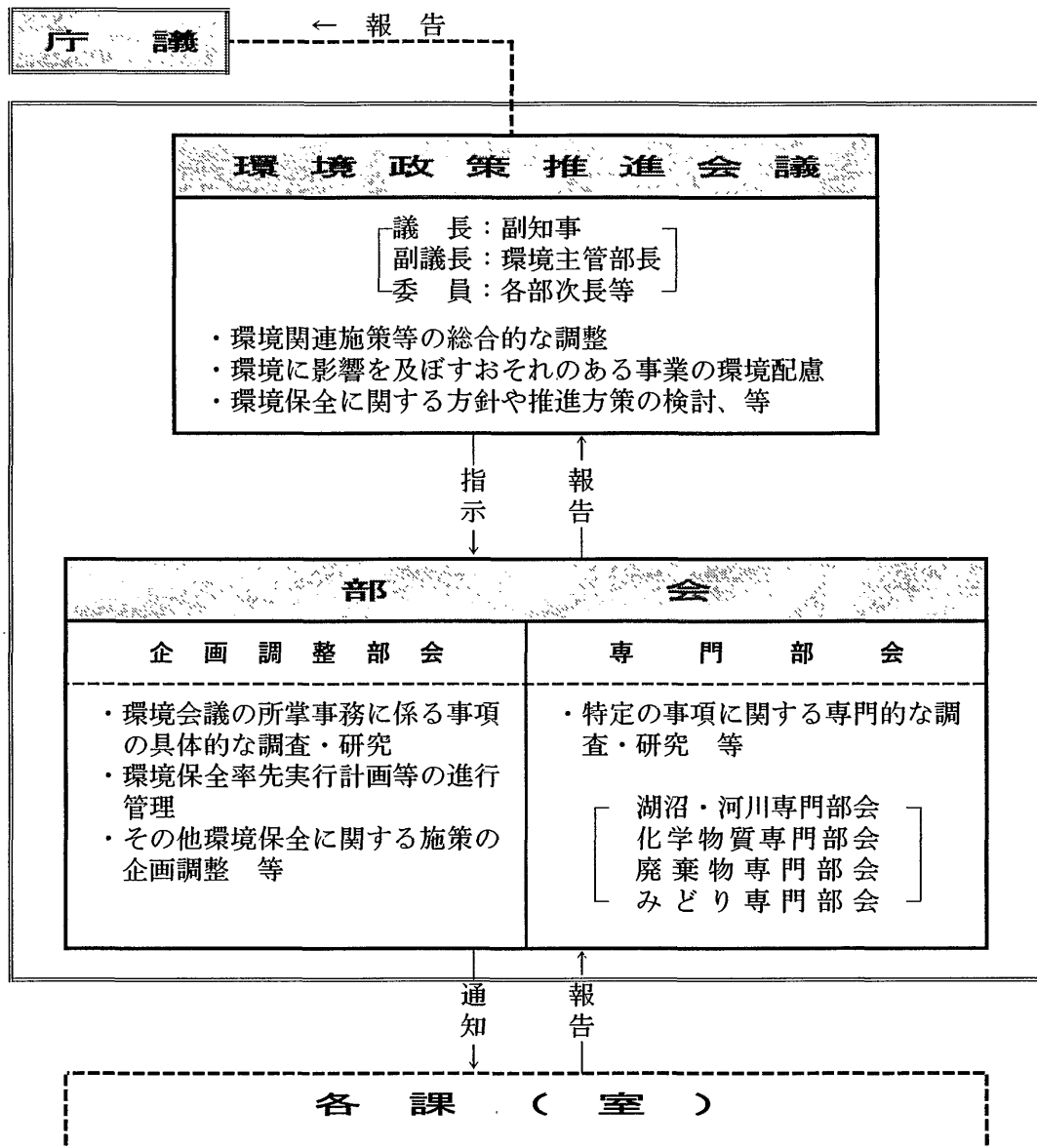
3 環境政策推進会議

複雑多様化する環境問題に適切に対応していくためには、公害の防止や自然環境の保全に加え、地球環境問題、廃棄物、省資源・省エネルギー、景観などについて、幅広い観点から検討を加えるとともに、庁内各部局が相互に連携し、調整を図りながら、施策を推進することが必要である。

そこで、平成10年10月1日、全庁的な体制の下、環境の保全に関する施策の総合的な調整と推進を図ることを目的として、環境基本条例第24条1項の規定に基づき、「福井県環境政策推進会議」を設置した。

この会議は、副知事を議長に、環境主管部長および各部次長等で構成されており、また、会議を補佐し、施策の円滑な推進を図るため、企画調整部会をはじめ、湖沼の水質保全や廃棄物、化学物質等の個別課題に関して調査研究を行う専門部会が設置されている。

《環境政策推進会議の概要》



4 環境影響評価条例

環境影響評価は、大規模な開発に先立って、事業者自らが環境への影響を調査、予測および評価し、その結果に基づき適正な環境配慮を行うための手続きであり、環境保全を図る上で重要かつ有効な手段となっている。

本県においては、平成4年11月に福井県環境影響評価要綱を制定し、その運用を図ることにより、県内の環境保全に一定の成果をあげてきている。

こうした中、福井県環境基本条例で、環境影響評価の推進を規定するとともに、福井県環境基本計画においても環境影響評価制度のより一層の充実に向けて検討を進めることを明らかにしている。

一方、国においては、平成9年6月に「環境影響評価法」を制定し、より早い段階からの住民関与の手続の付加や対象事業の拡大等を図っている。

こうしたことから、本県においても、環境影響評価制度のより一層の充実を図るため、平成10年8月、環境影響評価制度の見直しについて、県環境審議会に諮問した。

環境審議会では、制度の形式、住民参加の機会と手続き、対象事業などを中心に、県民意見の聴取等も行いながら審議が進められ、平成10年12月、知事に答申がなされた。

その内容は、①要綱に替えて条例による制度とすること、②対象事業の範囲を拡大すること、③住民等の意見を求める手続きを導入するなど住民参加の機会を拡大すること、④事後調査の実施手続きを充実すること、など、本県における環境影響評価制度の充実を図るための措置を求めるものとなっている。

県では、この答申を踏まえ、できるだけ早い段階から環境影響評価の手続きが開始され、かつ住民参加の機会の拡大を図るための手続きとして、“スクリーニング”や“スコوپング”の手法を導入したうえで、平成11年3月、「福井県環境影響評価条例」を制定、公布しており、同年6月の円滑な施行を目指して所要の作業を進めている。

5 県における環境負荷低減に向けた取組み

県は消費者・事業者として経済活動に占める割合が大きく、また、県民、事業者および市町村に対し、自主的・積極的な行動を求めるためにも、県自らが率先して環境負荷の低減に向けて取り組む必要がある。

そこで、環境基本計画に示された県の役割を果たすための具体的な取組みの一つとして、平成9年3月に、県の各機関が通常の行政活動の中で環境保全に取り組む計画「環境保全率先実行計画－エコロジカルな行政をめざして－」を策定した。

平成10年10月に設置した環境政策推進会議の企画調整部会において、同計画の進行管理を行っているが、同部会では、平成9年度における計画の進捗状況を踏まえながら、計画を推進する上での問題点の整理、重点的な取組み事項の設定、推進方策、職員の意識醸成に関する具体的な仕組みづくりを進めている。

また、環境マネジメントシステムとしてのISO14001については、自治体自身の環境負荷の低減、職員の環境保全に対する意識の向上等を目的に、その認証を取得する動きが活発化してきており、本県においても、福井市をはじめ4市が認証取得に向けた取組みを進めている。

県としても、認証取得によって、環境配慮に対する基準の明確化による信頼性の確保、システム確立による責任の明確化と事務の効率化等が期待できるほか、県内の自治体や企業、さらに県民による自主的な環境保全活動の促進に繋がるものと考え、できるだけ早い時期での認証取得に向けて、現在、体制づくりをはじめ、様々の検討を開始している。

6 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

平成9年から10年にかけて、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」が整備され、資源循環型社会づくりへの仕組みづくりが活発化する中で、県としては、平成9年12月に策定した「ふくい21世紀ビジョン」に掲げる「ごみ減量化・リ

サイクル日本一」をめざす施策を計画的に推進していく。

県では、これまで、「第5次福井県産業廃棄物処理計画（平成10年3月）」や、「福井県廃棄物減量化・再生利用推進計画（平成5年3月）」などに基づき、廃棄物対策を進めてきたが、平成11年度には、新たに、県民・事業者・行政が、それぞれの役割を分担しながら、相互協力のもと、廃棄物の発生および排出の抑制、リサイクルの推進を目的とする「福井県ごみ減量化・リサイクル日本一推進計画（仮称）」を策定することとしている。

今後、より多くの県民・事業者が目標に向けて、具体的な行動に移れるよう、市町村による資源ごみ収集体制の整備や分別排出方法の周知徹底、減量化や再生品の需要拡大などの、施策を積極的に推進し、「ごみ減量化・リサイクル日本一」の実現を目指す。

また、廃棄物をめぐる問題の中で特に住民の間に不安の大きいダイオキシン問題については、「福井県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村に対し、ダイオキシンの発生抑制対策として、分別の徹底、適正な燃焼管理、施設の改善等を指導するとともに、小規模施設の集約化を図ることによるごみ処理の広域化等の対策を推進していく。